

令和3年3月24日  
京都市行財政局財政部契約課

## 令和3年度入札・契約制度の運用の見直しについて

### 1 積算内訳書の公開時期について

京都市契約の過程等の公表に関する要綱第15条第1項第6号に基づき、積算内訳書については契約締結後速やかに契約課執務室において公表します（積算内訳書の公表時期が、落札決定後から契約締結後になります）。

### 2 見積書の押印省略について

担当者氏名及び連絡先が明記された見積書については、押印を省略できることとします。その場合、事業者の意思に沿って作成されていることを別途確認いたします（詳細は令和3年3月24日付け通知「見積書の押印に係る取扱いの変更について」を御覧ください）。

### 3 労働関係法令遵守状況報告書の電子届出について

予定価格5千万円超の工事の請負契約及び工事の類する業務委託契約等において提出が必要となる労働関係法令遵守状況報告書について、インターネット上で提出することができる仕組みを導入します（引き続き、紙ベースでの提出も可能）。

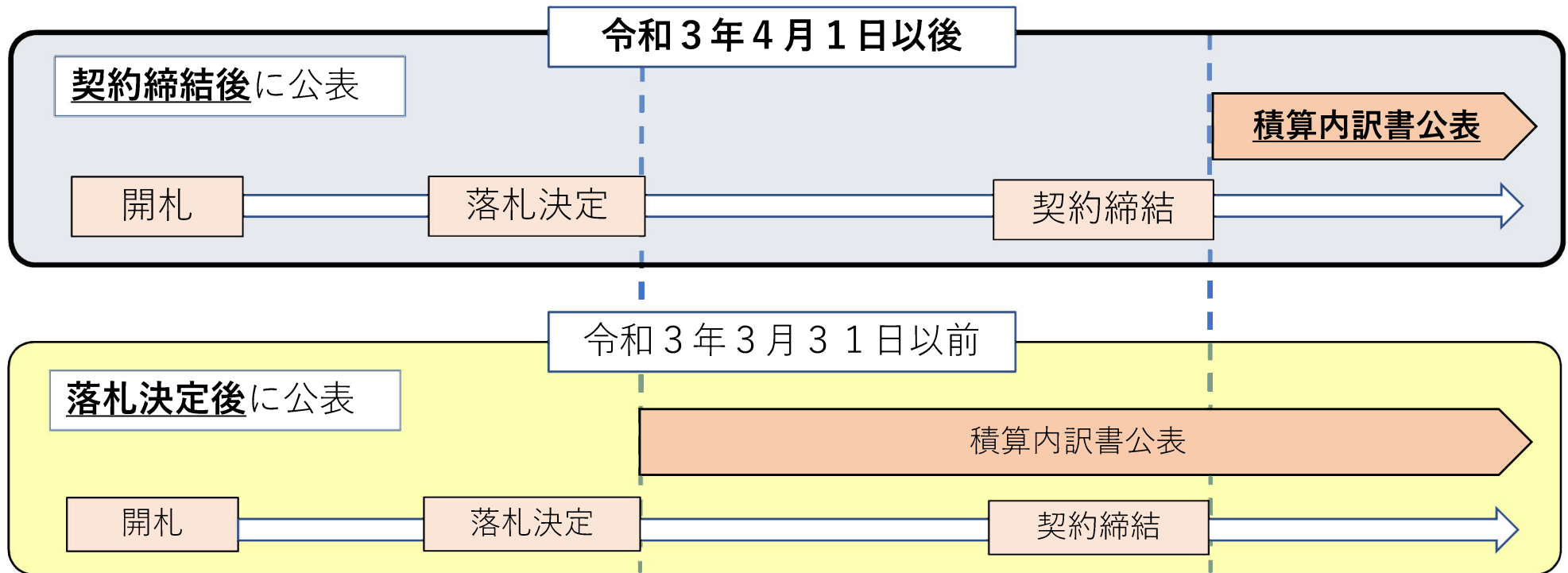
### 4 実施時期

上記1は、令和3年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

上記2は、令和3年4月1日以降に提出される見積書から適用します。

上記3は、令和3年4月1日から御利用いただけます。

# 積算内訳書の公表時期について



**令和3年4月1日から、京都市契約の過程等の公表に関する要綱第15条第1項第6号に基づき、積算内訳書については契約締結後速やかに契約課執務室において公表しますので、お知らせいたします。（積算内訳書の公表時期が、落札決定後から契約締結後になります。）**

（参照）京都市契約の過程等の公表に関する要綱（抄）

（競争入札による契約の締結後の公表）

第15条 契約課が執行する競争入札により契約を締結したときは、速やかに、次に掲げる事項について、契約課執務室内において閲覧に供するものとする。

(6) 工事の場合にあっては、予定価格の算定に用いた積算価格の内訳（以下略）